

第180回

新宿区都市計画審議会議事録

平成29年3月27日

新宿区都市計画部都市計画課

第180回新宿区都市計画審議会

開催年月日・平成29年3月27日

出席した委員

石川幹子、遠藤新、倉田直道、戸沼幸市、中川義英、星徳行、喜多崇介、加藤仁、  
小田桐信吉、小松清路、豊島あつし、川村のりあき、桑原羊平、吉住はるお、  
かわの達男、湯浅達也、大崎秀夫、大野二郎、森崎智

欠席した委員

宮橋圭祐

議事日程

日程第一 審議案件

議案第313号 東京都市計画特定街区 西新宿一丁目（11-2号地）  
特定街区の都市計画変更について（区決定）

日程第二 その他連絡事項

議事のでんまつ

午後 2時00分開会

○戸沼会長 ただいまから第180回新宿区都市計画審議会を開催いたします。

初めに事務局から、委員の変更があったので報告してください。

○事務局（石井主査） 事務局です。

人事異動により、3号委員の新宿警察署長の櫻木委員から宮橋委員に変わりましたので御報告いたします。なお、宮橋委員は、本日、公務のため欠席になっております。

任命につきましては、机上に配付いたしました任命書をもって任命の手續にかえさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○戸沼会長 どうもありがとうございました。

きょうの委員の出欠状況について報告してください。

○事務局（石井主査） 事務局です。

本日の委員の出欠状況ですが、欠席の御連絡をいただいた委員はございませんでした。

本日の審議会は、20人中19名で、定数2分の1以上に達しており、審議会は成立しております。

続きまして、卓上に用意いたしましたマイクについて、使い方を御説明させていただきます。

要求ボタン、4番のボタンを押していただきますとマイクの先端がオレンジ色に光ります。

光りましたら発言をお願いいたします。また、会場が広くなっておりますので、マイクを口元に近づけて御発言いただきますよう、重ねてお願いいたします。

発言後は、5番の終了ボタンを押してください。まれに会議の途中でマイクの電源が切れてしまうことがありますので、御協力のほど、よろしくをお願いいたします。

以上です。

○戸沼会長 それでは、きょうの日程と配付資料について、続けて説明してください。

○事務局（石井主査） 事務局です。

まず、本日の日程です。議事日程表をごらんください。

日程第一、審議案件、議案第313号、東京都市計画特定街区西新宿一丁目（11-2号地）特定街区の都市計画変更について（区決定）になります。続きまして、日程第二、その他連絡事項になります。

次に、本日の資料の御確認をお願いいたします。審議会開催に当たりまして、事前に資料を送付しておりますが、机上の資料をお使ください。

初めに、議事日程表になります。次に、資料1、東京都市計画特定街区西新宿一丁目（11-2号地）特定街区の都市計画変更について（区決定）、こちらがクリップどめの資料になります。次に、資料2、平成29年度エリア戦略（原案）の地域説明会の日程について、次に資料3、新宿区成立70周年協働企画展 新宿の高層ビル群ができるまで、資料の2と3につきましては、その他連絡事項で使用いたします。

また、卓上に都市マスタープランを御用意しております。

過不足ございましたら、事務局までお願いいたします。

本日の日程と配付資料については以上になります。

○戸沼会長 それでは、議事を進めたいと思います。

きょうは審議事項が1つと、その他報告事項で2つの説明があるということだと思います。会議は大体午後4時をめぐりに議論したいと思いますので、よろしく申し上げます。

~~~~~

日程第1

審議案件

議案 313 号

東京都市計画特定街区西新宿一丁目（11-2 号地）特定街区の都市計画変更について（区決定）

~~~~~

**○戸沼会長** 日程の第一の審議案件で、議案313号、東京都市計画特定街区西新宿一丁目（11-2号地）特定街区の都市計画変更について（区決定）ということですが、事務局、お願いします。

**○事務局（石井主査）** 事務局です。

日程第一、審議案件、議案第313号、東京都市計画特定街区西新宿一丁目（11-2号地）特定街区の都市計画変更について（区決定）になります。

本日御審議いただく内容につきましては、第177回の審議会にて御報告させていただいたものになります。

内容につきましては、都市計画課長より御説明いたします。

**○都市計画課長** 都市計画課長、森でございます。よろしくお願いいたします。

お手元に資料として、東京都市計画特定街区西新宿一丁目（11-2号地）特定街区の都市計画変更について（区決定）というA4の1枚ものと、その後、議案第313号というA4とA3の横長でつづられたものがあるかと思えます。また、参考資料1として、A4、1枚と、参考資料2としてホチキスどめでA4のものが4枚つづりになっているものがあるかと思えます。

こちらにつきましては、きょうお手元にお配りさせていただきましたけれども、スライドで見たほうがよりわかりやすいと思えますので、本日はスライドを用意しておりますので、こちらのほうで御説明したいと思えますので、ちょっと明るさを暗くしていただきたいなと思っております。

それでは、西新宿一丁目（11-2号地）特定街区の都市計画変更案について御説明いたします。

まず、都市計画変更案についてでございます。

計画地でございますけれども、ここに記したとおり、西新宿の損保ジャパンビルのところで赤い線で囲われた部分、こちらになります。本件の都市計画変更によりまして、緑色に塗られた部分、ここに美術館を増築するというような計画になっているものでございます。

続きまして、用途地域の図でございます。計画地は赤く囲われたところでございます。用途

でいきますと商業地域になります。容積率は1,000%、それと青梅街道沿道の一部が800%となっているものでございます。

続きまして、上位計画に何があるかと申しますと、都市マスタープラン、もちろんございまして、そちらのほうでの位置づけでございますけれども、都市マスタープランの都市構造図でございまして、計画地は紫色で塗られたところに位置しております、「創造交流の心」に位置づけられているところでございます。

都市マスタープランの新宿駅周辺地域のまちづくりの方針図というものがございまして、そちらの中では国際的な中枢業務機能、拠点地区に位置づけられているというものでございます。

続きまして、上位計画で、新宿区のまちづくり長期計画、こちらのほうを今つくっているものでございまして、長期まちづくり計画の骨子ができているところでございまして、そちらのほうを御紹介したいと思います。

見直しの方向性として、賑わい都市、新宿の創造推進というところがございまして、この方向性に基づきまして、公共空間を活用したオープンカフェの開催等の賑わいづくりを推進して、人々の交流を創造するような文化・芸術の発信による賑わいや活力あるまちづくりの推進を掲げているところでございます。

続きまして、関連計画はどういうものがあるか御紹介します。

西新宿地区まちづくり指針というものがございまして、平成26年3月に西新宿でまちづくりを担っている新宿副都心エリア環境改善委員会というような団体がございまして、そちらのほうと区と一緒に関西新宿のまちづくり指針を策定いたしました。その中で、超高層ビルの足元空間を活用するというようなものをうたっているところでございます。

そして、その西新宿地区まちづくり指針の中ですけれども、基本方針図、そちらのほうでございまして、計画地は赤く塗られたところでございまして、超高層ゾーンに位置しております。このゾーンでは西新宿の再生の中心として、官民オープンスペースの多目的、積極的な利活用による賑わい機能導入を展開するとともに、将来的には建てかえにより東京の国際競争力の強化にも資する機能強化を図る、そういうものを目的としております。

先ほど、足元周りの有効利用と申しましたけれども、図示するとこんな感じでございます。超高層ビルがありまして、その屋内、屋外にわたる足元空間を、それと公有地と民有地を公開空地などにしていくというようなことを考えているところでございます。一体的に利用して街区ごとの個性を生かした魅力の創出、バリアフリーの充実、災害時の防災性の機能の向上、そういうものを掲げているところでございます。

そのほかの関連計画がございます。新宿駅周辺地域のまちづくりガイドラインというものがございます。新宿駅周辺地域まちづくりガイドラインというのは、平成28年3月につくられたものでございます。新宿駅周辺地域全体のまちの目指すべき将来像とその実現に向けた戦略・方策を定めたものでございます。

計画地は、西新宿超高層ビル地区に位置しており、スケジュールイメージでは2020年までに超高層ビル低層部の再整備を目指すというふうになっているところでございます。

ガイドラインの各地区のまちづくりについてでございます。

計画地該当の西新宿超高層ビル地区では、東京都市圏の成長の起点となり、ビジネスや文化が交流する多様性と持続性のある都心の形成を目指し、官民オープンスペースの改良と活用、地区全体の回遊、滞在を楽しめる面的な歩行者空間の構築を目指しているものでございます。

また、このガイドラインのほうでございますけれども、具体的な戦略方策としまして、足元のオープンスペース、通りの空間等の一体的な利活用、そういうようなこともうたっているところでございます。

続きまして、計画地の課題のほうに移らせていただきたいと思います。

本地区は、市街地整備の改善を図るため、昭和47年に都市計画が決定され、現在では約45年が経過しておりまして、都市を取り巻く環境が大きく変化している、そういう状況でございます。

例えば、具体的な課題の1つといたしまして、事務所ビルという単一用途のために賑わいが不足しているというようなことが挙げられます。また、街区内が周辺の道路と高低差がございまして、このビルのほうにアクセスするのに、アクセス空間、そういうのが少しバリアーがある、バリアフリーになっていないというようなことが挙げられます。

続きまして、都市計画特定街区の名称と位置というふうなところに移らせていただきます。

名称は、西新宿一丁目（11-2号地）特定街区というような都市計画でございまして、位置はここにありまして西新宿一丁目地内11-2号地でございます。面積でございますけれども、青線の内部で約0.9ヘクタール、都市計画の内容で定めるといようなものは建築物の容積率、高さの最高限度、壁面の位置の制限、そういうものを定めているところでございます。

都市計画、今回の都市計画をやるに当たっての新旧対照表ということになります。

上の段、こちらのほうが昭和47年に決定した都市計画でございます。下のほうが今回新たに都市計画変更するというものでございます。

変更したいところがございますけれども、赤字で書いております。建物の高さの最高限度の

ところでございますけれども、高層部のところは変わりようがありませんけれども、中層部42メートル、低層部10メートルをつけ加えております。中層部のほうが美術館、低層部のほうが外に出ているエレベーターというような高さになるところでございます。

備考の欄の建築物の高さの最高限度は、T. P. プラス37.705メートルからの高さというものを追記しているところでございます。

続きまして、高さの最高限度、壁面の位置の制限の東西の断面図、こちらのほうを用意してあります。

左側のほうが変更前、つまり現在の断面図でございます。右側が美術館ができたときの断面図というものでございます。変更箇所は右側のほうの増築に伴う紫色の線、おわかりになりますか、紫色の波線がございます。そちらとエレベーター設置に伴うオレンジ色の線、そちらのほうを新たに設定しているところでございまして、高さの最高限度、壁面の位置の制限、そちらのほうを定めているものでございます。

続きまして、この断面の見る方向を変えたものでございまして、これは東側から見たものでございます。正面に美術館が見えると思えますけれども、そちらが見えるということですので東側から見たらこういうふうに見えるというようなものでございます。

続きまして、高さの最高限度、壁面の位置の制限を配置図に落とすとどうなるかというようなものがこちらでございます。高層部分が緑色に塗られたところで、今の高層の建物のところでこのような形でございまして、紫色のところは今後美術館ができる中層部、そしてそのほかのところ、低層部というような形になっております。

先ほどエレベーターは設置すると申しましたけれども、エレベーター設置部分が水色でちょっと見にくいんですけども、エレベーター設置部分というのは左側のほうにございますけれども、こちらのほうにできる予定になっております。

続きまして、今回このような都市計画の変更をやることによって、どのようなことが期待されるのかという、期待される効果のほう、そちらのほうに移らせていただきます。

大きく3つあるのかなと思っております。

まず、1つ目でございますけれども、超高層ビルの足元空間に美術館を配置するということになります。そういうことで、低層部にカフェ、ミュージアムショップを配置するというようなこと、美術館前面の有効空地と連続性を図るということ、それらをやることによって賑わいの創出が期待できるというようなことがまず1つでございます。

2つ目でございます。東側の街路の歩道と一体となった空間、有効空地を整備することで歩

行者空間がスムーズにアクセスするというようなこと、そういうことができますので、そういうようなことが利点としてございます。

続きまして、3つ目でございますけれども、一時滞在施設、既存の高層ビルの1階部分を使うこととなりますけれども、そちらのほうを拡充すること、こちらのほうも考えておりまして、そうすることによって防災性の機能の向上、こちらのほうが図られるというものでございます。

それでは、1つずつ見ていきたいんですけども、まずは1つ目の賑わいの創出のほうでございます。こちらのほうが現在の東側の入り口付近と申しましょうか、玄関付近でございます。既存の建物に行くに当たっては階段を利用して上に上がるといったようなことが必要でございますので、なかなかアクセスが難しいというような、バリアフリーになっていないというような状況でございます。

これが計画後というか、このようなところをしたいというものでございます。建物のところに、入り口に向かって人がスムーズに歩いていくのがわかると思います。このように道路のほうから、歩道からこの美術館のほうの入り口のほうにはスムーズに行けることとなります。なお、美術館の中に入ってしまうと、美術館の中で2階部分に行くというようなことはバリアフリー化されておりますので、こちらのほうでうまく上のほうに行くことができるというふうになっております。

続きまして、歩行者空間の形成というほうの観点から見ていきたいと思っております。現状でございますけれども、赤い点々で書かれたライン、こちらのほうが既存の高層ビルのほうに行く人たちのアクセス路でございます。

例えば、左側のほうの5号街路のほうから行くと、階段を上らなければならないということがございます。そして、この図でいうと、下のほうです、方角でいうと東から入って行くには、先ほども申しました、この下のほうの絵のところなんですけれども、こちらのほうも階段を利用しなければならないということがございます。

なお、右側のほうは歩道橋からのアクセスでございまして、こちらのほうは歩道橋それ自体が今のところバリアフリー化されておられませんので、こちらのほうは歩道橋のほうの問題はちょっとまだ残っておりますけれども、少なくとも今申しあげました5号街路のほうと、この写真にあるようなところは改善ができるというふうになっているところでございます。

続きまして、計画案というふうなものはどのようなものになるかというものでございますけれども、最初申しあげました5号街路のほうから上がるというものでございますけれども、エレベーターをつけることとなりますので、そのエレベーターまではフラットで5号街路の歩い

ている人は行けます。それでエレベーターで上っていただいて、上った先は、後はフラットになっておりますので、本社ビルというか、既存の高層ビルのほうに行けるといふうなことはできます。

また、下のほうの薄い水色のほう、こちらのほうも下のほうの道路のほうの歩道のほうから薄くちょっとオレンジ色っぽく塗られたところからアプローチしまして、美術館に入りまして、美術館の中を歩いて上のほうに上がっていくというようなことができるというようなバリアフリー化がされることになっております。

続きまして、防災性の機能の向上という観点から見ていきたいと思っております。

既存の高層ビルの1階部分には、一時滞在施設として区と協定を締結させていただいております。もう既にやっております、今回の計画にあわせて拡充をしております。一時滞在施設では受け入れ可能面積を250平方メートル拡充して、635平方メートルにしております。受け入れ可能人数も155人拡充して385人というふうにしていただいております。

また、備蓄品の拡充も予定しているところでございまして、こちらのほうの協定はもう既に協定変更をいたしております、もう既にこれは動いているものでございます。

続きまして、緑化の推進というような観点からちょっとごらんになっていただきたいと思います。

区の緑化基準は、より多くの緑化面積を確保するというようなことを、まず面積はしっかりと確保しております。また、緑化の質のほうの向上ということも考えております。

具体的にどのようなことを考えているかと申しますと、屋上緑化を増設するようなこと、また、5号街路沿いの既存植栽を回収して、吸排気棟の壁面の緑化もするようなこと、前庭空間の創出をするというようなこと、そういうようなことを考えているものでございます。

5号街路の緑化でございます。5号街路のほう、左側のほうがこのような形で今緑化されているところでございますけれども、右側のほうになるべく緑の印象をふやして、沿道の圧迫感を和らげていくような、そういうような緑化にするようなことを考えているものでございます。

これは美術館の前庭のほうです、玄関入り口付近のほうの緑化でございます。前庭の緑化ですけれども、壁面緑化によって植栽の立体的な構成を再編する。既存樹木をなるべく残しつつ新たな空間としてつくって、季節感を演出することによる緑化の質の向上をさせる。

歩道と一体的な広がりを持つ賑わいと憩いの前庭空間をつくるというようなことを考えているものでございます。

続きまして、建築計画、どのような美術館をつくるかというようなものでございます。

こちらでございますけれども、敷地面積は約9,300平方メートルでございます。増築するところは美術館を増築する。既存ビルは事務所でございます。容積対象延床面積は美術館が約4,000平方メートル、既存ビルが約9万4,355平方メートルということでございます。階数ですが、美術館のほうは地上6階、地下1階でございます。既存ビルは43階、地下6階です。美術館の高さは約40メートル、既存ビルのほうは約200メートルでございます。構造は、美術館はSRCを考えております。既存ビルのほうはS造一部SRCというふうになっております。今後できる新しい美術館のコンセプトでございます。

東郷青児美術館、こちらのほうが所蔵しております、ゴッホの「ひまわり」などの西洋絵画、あるいは日本美術作品の同年代の作品を紹介するとともに、新進作家の活動を支援できるような美術館というものを考えていらっしゃいます。

また、美術館の低層部には、カフェとかミュージアムショップ、そういうものを配置するというようなことも計画されておまして、賑わい創出するコンテンツを配置しまして、外部への有効空地への賑わいのにじみ出し、そういうようなものを促していこうというふうなことを考えております。

先ほど来、見ていただいておりますけれども、美術館の位置はこの赤い部分でございます。

美術館の横から見たというか、正面から見た形でございます。東側から見るとこういうような形をしているというふうなものでございます。こちら、左側のほうが南側から見たらこういうような形と、北側から見たら右側のような形というふうなものでございまして、ちょっとスリットが入っているのがわかると思いますけれども、こちらのほうは既存のこの高層ビルのカーブしている線と申しましょうか、そういうものに合わせているというところがございます。

続きまして、この美術館の断面図、1階、2階部分というふうなものが賑わい施設になります。3、4、5階のほうが美術品の展示するスペースということで、6階のほうが事務所ということを考えております。

続きまして、この建物を建てることによる環境への影響、そちらのほうに移らせていただきます。

まず、現況の日影、時間別日影図というふうなのがこちらでございます。

続きまして、ちょっと変わりましたが、変更案の日影、時間別日影図というふうなものを今、映しました。ちょっとわかりにくいので拡大したいと思います。10時から16時の時間帯で時間別日影が増加していくというものでございます。増加した部分はこの色が塗られたところということになります。

次に、現況の等時間別日影図というものでございます。こちらのほうが変更したときの等時間日影図というものになります。等時間別日影図の日影が増加した箇所は色が塗られた部分ということでございます。1時間の日影では一部敷地にかかるということになりますけれども、その他の時間では道路上の日影がふえるということになります。いずれにしても、計画地は日影制限がない地域になりますので、影響のほうは少ないと考えているところでございます。

続きまして、環境の影響のほうの風でございます。現況の風のランクというのがここに書いてあるようなところで調べておりまして、緑色がランク1で、住宅地の商店街とか野外レストランのところの基準、ランク2が青いところで住宅街、公園基準、ランク3が黄色で事務所街の基準というようなところでございまして、そのようなものが現況、こんなふうになっているというのが左側の図でございます。

それで、美術館を建てる、要するに変更を今回したらどうなるかという、4つのところで風環境が変わるといようなものが出てまいりました。既存の高層ビルと美術館の間のところでございます。そちらのほうはランク3になっております。そして、美術館の東側のほう、道路際のほうです、こちらのほうがランク外という、赤のほうになっているといような環境基準になっております。

それで、その対策といたしまして、樹木を配置するといようなことで、美術館の建設前と同程度の風環境を確保したいといふふうに考えておりまして、道路際のほう、こちらのほうが建物を建てる前と同じレベルにまで戻すといようなことができております。

ただ、既存の高層ビルと美術館の間のところ、こちらのほうはちょっと、そこら辺の改善がなかなか難しく、そちらのほうはランク3のほうになっているままでございます。

続きまして、環境の影響の中のこの電波障害のほうでございます。衛星放送の電波障害についてですけれども、電波の遮蔽地域は当該区の中というものでありまして、周辺の敷地や建物に影響を及ぼさないものと予測されております。

続きまして、電波のほうの今度、地上デジタルの電波障害のほうでございます。こちらのほうの影響も及ぼさないものと予測されております。

続きまして、どんな感じのものができるかなというイメージ図のほうに移らせていただきたいと思っております。

こちらのほうが北側のほうから見た、北側といつか北東のほうから見たものでございます。歩道橋のほうから見た感じでございます、こういうようなイメージになります。これがもうちょっとそれで近寄ってきたらこんな感じといものでございまして、入り口付近までぐっと近

寄ってきたらこういうような、近景のイメージはこうなるというものでございます。

その近景のイメージを正面のほうから見るとこういう感じになるというようなものでございます。

続きまして、都市計画の変更の手続、経緯、今後の流れ、そちらのほうに移らせていただきたいと思っております。

経緯でございます。平成26年3月に新宿区と西新宿エリア、環境改善委員会が西新宿地区まちづくり指針を策定したということでございます。平成27年7月に事業者と事前協議を開始しております。平成28年11月に事業者より都市計画変更の申出書をいただいております。そして、28年11月に景観まちづくり審議会のほうに報告しております。12月には当審議会のほうに報告させていただきました。平成29年2月1日に都市計画変更案の説明会を開いております。2月2日から16日までの間、都市計画変更案の縦覧、そして意見書の受け付け、こちらのほうを行っております。

なお、この縦覧と意見書の受け付けですけれども、縦覧も意見書も1件もございませんでした。そして、本日ですけれども、都市計画審議会の審議を経て、よろしければ3月27日以降に都市計画変更を行っていきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

**○戸沼会長** どうもありがとうございました。

今、スライドで随分細部にわたって説明いただきましたけれども、それじゃ、御質問やら御意見をお願いしたいと思っております。

どうぞ、どなたからでも。どうぞ。

**○石川委員** 前にこれいろいろ伺っております、そのときも私、緑とか、そういったものが専門なので御質問させていただいたことを踏まえまして、ちょっとお伺いしたいことがございます。

たまたま、きょうこの塔の新宿は、もう塔をつくってきたということで、この特定街区のいわゆる本当に基本的な理念というのは、高くするけれども、足元は要するに緑豊かでそれが人間的な環境、つまり建物は高くなるけれども、地面はしっかりその空地を確保して、緑豊かな環境をとということでスタートしていると思っております。そこに関しては揺るぎない原則であろうというふうに私は思っております。

その前提で、今回、大事な特定街区で確保した空地にこういう建築が建つわけですけれども、緑化に非常に配慮してあるということなのですが、現在、1,680、32%ということで、屋上は

ちょっと見えませんので、それはやっていただくのは当然として、地上部ですね、地上部の1,680が一体幾らになったかという数字を教えてくださいたいんです。

それで、やはりこの美術館が建つことによりまして、その地上部というのはかなりの部分建物になってしまうわけですから、先ほど申し上げた、いわゆる特定街区の原則ですね、これがオンリーワンなのか、あるいはこれが1つの何か水みちになって、こういったものというものがいろんところで出ていくということになりますと、やはり1つの新宿副都心という街区のつくり方の基本的なものが少しずつ崩れていくような気がするんですが、そういった2つですね、具体的にどれくらい減ったのか、それから大方針の話と、それから緑化の質に関してはその御質問にお答えいただいてから同じコメントを前回とさせていただきたいと思います。

以上です。

**○都市計画課長** まず、特定街区の有効空地の考え方なんですけれども、こちらの高層ビル、昭和47年当時の空地の考え方は、それはその当時の基準がございまして、それでしっかりつくっておりました。その後は基準の変更等を東京都のほうでやっております、そしてその後、新宿区のほうでそれを引き継いで、今、新宿区のほうもその東京都基準を横引きしているんですけれども、内部空間も有効空地としてカウントできていくような、そういうようなほうに計算方法が変わってきているということがございますので、そちらのほうを使わせていただいております、これは新宿に限ったことではなく、都内全域で行われているようなことございまして、ほかのエリアでも当然行われているというものでございます。

ですので、新宿区といたしましても、ほかのエリアで使われている基準であれば使っていくのがいいのではないかと考えているところでございます。ただ、西新宿では西新宿の考え方がございますので、賑わいの創出に資するものでなければやっぱりならないと思っております。

ですから、今回は美術館をつくるというような、そういうようなものを考えていただいておりますので、こういうような、単純に数字が合っているだけじゃなく、つくるものもそのまことにマッチしているというようなものがありますので、今回こういうものがいいのかなと思っております、今後もそのようなものをどんどん、できるだけ誘致していきたいというふうに思っております。

あと、2つ目にありました緑の面積のことでございますけれども、緑化の面積、現状の緑地面積というのは約1,680平方メートル、緑化率が約32%というようなものでございますけれども、計画では緑地面積が2,343平方メートル、緑化率が約45%というふうになります。

トータルでちょっと考えさせてもらっているんで、この内訳がちょっとすぐ出せないところ

がなかなか難しいところでございますけれども、トータルでいうとかなりふえているというふうには捉えておりますので、今回、こういうようなことをやることによって、いろいろとに効能が出ているんじゃないかなというふうに思っております。

**○石川委員** 私、質問しましたのは、まず1点、1,680平米で32%、それで御説明の中で屋上にも緑化をするので2,343という説明があったので、私の質問というのは地面です、地表部でこれだけの美術館を建てるわけですから、1,680が一体幾らになっているのか、それを教えてほしいという質問でしたので、2,343というのは書いてありましたので把握しております。その中で、要するに、屋上は申しわけないですけども見えませんので、やっていただくのはとてもいいことだと思います。しかし、賑わいの創出とか環境の改善、ヒューマンコミュニケーションということだと地面が大事なので、1,680が一体幾らになったのか、それに対してどのように地表部の環境を回復するというので、その施策が行われているのかということを知りたいといったのが最初の質問でした。ごめんなさい、繰り返します。

それから、全体の目標に関しては、もちろん内部空間、その面積のことを言っているのではなくて、これだけの都市計画変更ですから、面積をきちんとカウントして粛々とやっておられるのはわかっております。そうではなくて、新宿区としてこの西新宿のエリアを賑わいがあるというだけで何かごちゃごちゃといろんなものが入ってくるというふうには夢にも、そういうことではないと思いますので、どのような方向を目指していらっしゃるのか、それを聞いたかったわけです。

賑わいでも緑の中で人々が憩うような賑わいもありますし、もう緑は全然なくてごちゃごちゃというのもあると思いますけれども、そのあたりの基本的な哲学というものを伺いたかったというのが私の質問の趣旨でございました。

**○都市計画課長** 緑化の地上の面積は今のところ、ちょっとお待ちいただきたいんですけども、今後の方針と申しましょうか、そちらのほうでございましてけれども、その空間なんですけれども、もちろん、賑わいづくりというものがございましてけれども、人々の交流を創出するというような文化、芸術の発信をする、そういうような賑わい活力、そういうようなものを掲げていきたいというふうに思っているところでございます。

**○石川委員** この前もこのパースを見まして、これではちょっと古いですよ、要するに新宿の副都心ですね、京王プラザとか、いろんないい例があるのでうちちょっと考えてくださいねというコメントはしております。

同じものが出てきているので、やはり緑化の面積がないのであれば、そこをどのように緑化

するかというのは、風景をつくるということも考えて、西新宿にはこういった形ではなくて、非常にすぐれた例が既にごございますので、そこをしっかりとレビューして、この空間が独立してということではなくて、新宿区の副都心の公園にも連続する形で、全体が新しい森になるように、右を見たり左を見たり、少し勉強していただいて、狭い空間の緑化をどのようにするかということに関しては、もう少ししっかりと検討していただきたいということをこの前も申し上げましたので、また申し上げておきます。

以上です。

○**戸沼会長** 今の議論にも関係すると思いますが、ほかに御意見や御質問がありましたらどうぞ。

ほかの方、いかが。どうぞ。

○**川村委員** 川村です。関係する部分もあると思いますので、質問も含めてですけれども、まず確認なんですけど、この前ちょっと質問もさせていただいたかと思うんですけれども、内部空間をカウントしていくというところでは、もともとの基準があって、その基準のあれが都に移って、また区に移ってということだと思ってるんですけれども、その流れですね、そこについてまず確認をさせていただきたいと思います。

○**都市計画課長** 特定街区の基準だと思いますけれども、まず、この損害保険ビルの昭和47年にできたとき、こちらのほうはまだ国の基準でございましたね、その国の基準でつくっております。東京都の基準、昭和59年の基準があるんですけれども、そちらのほうで内部空間を有効空地をするというようなものが出てきております。

基本的にそのときの考え方をずっと踏襲されておりますけれども、一部ちょっとアレンジされておまして、今に至っております。区のほうには平成25年のほうに都から区のほうにこの基準が移っております。区のほうは東京都のほうを参考にしてつくっておりますので、係数はそのまま都のものを使っているというようなものでございます。

なお、この特定街区の基準ですけれども、区のほうは1ヘクタールまでが区というようなもの、区決定。それ以上が東京都決定というようなもので、区と都はそういうようなすみ分けをしているところでございます。そのような基準でございます。

○**川村委員** ありがとうございます。

そういう意味で、内部空間にカウントするところでは、昭和59年、東京都の基準から一部アレンジはあるものの変更がありませんよというところなんですけれども、以前の質疑で、実際、新宿区でどういうふうな例が今までありますかというところでは、オペラシティという

ふうなお話もありましたが、それは新しく建てる建物のところというところであれば、既存の建物のところを有効空気を内部空間をカウントしていくというのは今回が初めてですねというところで質疑したところなんですけれども、そういうところというところ、**石川委員**おっしゃっていましたが、御指摘されていましたが、やっぱりしっかりとした考え方があることが必要なかなというふうに思います。

先ほど区の御説明では、賑わい、何でもかんでもその基準に合えばということではなくて、賑わいの創出に資するというまちづくりの観点がありますよというところでありました。それも今の現状からすると理解できることなのかなというふうには思います。

一方、安全上のところ、今回、有効空気が内部空間をカウントしますよという中では、実際公開されている部分では減っていくというふうになりますので、その安全性について、区としての考え方、今回こういった建物をつくっていくというところに当たって、地震など、そういった発災した際の安全性に対しての考え方ということについてお伺いしたいと思います。

**○都市計画課長** まず、ちょっと先ほども申し上げましたけれども、道路から建物のアクセスが今階段だけですけれども、エレベーターが設置されておりますので、そのアクセスがよくなりますので、いろんな方がアクセスしやすくなるというふうに思っております。そういう意味ですごく利用が広がるのではないかと思っております。

そして、今、本社ビルのほうのロビー空間のほうが開放されておりますけれども、美術館のほうの1階部分、2階部分のほうも、こちらのほうも開放的な空間としてございます。3、4、5階のほうは展示スペースですので、1、2階部分のほうは、そういう意味だといろんな方が行き来できるというようなところでございます。カウントはしておりませんが、結構、美術館のほうのその1、2階部分のほうも結構カウントがあるとすると、相当な面積が稼げるのではないかなというふうに思っております。そういう意味では相当な機能向上と思っております。

なお、耐震的なことに関しましては、新しい美術館に関しましてはもちろんそういうような基準をクリアしてつくるわけでございまして、しっかりクリアしているのかなとは思っております。

以上です。

**○川村委員** 今の御説明いただきまして、当然、新しくつくる建物は安全なのは当たり前なんなんですけれども、既存の、それこそこれだけ古い建物ですので、当然、今の、最新の知見からしての耐震対策、さまざま指摘があるところで、さらにそういった、この街区全体の安全性

という観点でもよく今後とも計画については見ていていただきたいというのが要望です。

先ほど帰宅困難者対策のところでも対策がさらに進むというふうなことでか、バリアフリーのことも先ほどお話しいただきました。また、緑化というところではまたさらに御努力いただきたいところでもありますけれども、今回の計画については、この計画で進めていただくということで、私が申し上げたような観点についても、さらに推移を見守りたいと思いますし、努力していただければというふうに思います。

以上です。

**○都市計画課長** すみません、既存ビルのほうの耐震性のほうにちょっと言及するのを忘れました。既存ビルの本社ビルのほうですけれども、長周期地震動の対策工事、そちらのほうや一時滞在施設における天井の落下防止、そういうようなものは完了しているというものでございます。

また、自家発電のほうも設置しておりまして、連続72時間の運転が可能というふうなことでなっております。

**○戸沼会長** 今の、よろしいですね、御要望ということで。

どうぞ。

**○倉田委員** 今、**石川委員**と、それから**川村委員**の御意見とも関連はしているんですけども、1つは質問でして、今回、新しい美術館というのはこれ増築になるわけですね。そうしたときに、容積はどういうふうになっているんでしょうか。基本的に単純に考えると容積がかなりふえているのかなというふうには思うんですけども、それだけ、もう既に容積が余裕があったのか、その有効空地の見方によって、容積が少し変わってきているのか、そのあたり、ぜひ教えていただきたいと思うのですが。

1つの理由は、私自信は基本的に今回こういった事例というのは西新宿を再生するために非常に先行するいい事例だというふうには思っているんですが、これはほかの街区でも、今回の街区は特にいろいろ問題が多いというふうに私は思っていたんですけども、ほかの街区でも同様な課題があるんだろうというふうに思っています。

そうしたときに、ほかの街区でも同じような手法というんですか、全部の街区に美術館をつくるなんていうのは考えられないことですが、少なくとも、今、空地の部分にある程度小さいものでも床をふやすようなことができるのか、特に今の現状を見ていますと、とにかくひたすら使われない空地をつくり続けてきたというふうなところがあって、これは私自身も学生たちといろいろずっと調査をしまして、そういう実態はもうかなり明らかなわけです、

そういう意味で、特に低層階の再生といいますか、低層階を少し手を入れることで随分変わってくるんじゃないかなというふうに思っているものですから、これまでも既に容積がいっぱいの中で、新たに、小さいものであっても建物が建てられないんじゃないかというような、そういうこともあって、今のような使われない空地がずっとそのままきいているというようなところもあるので、そういう意味でちょっと容積のことをまずお伺いしたい。

**○都市計画課長** 容積のことなんですけれども、こちらのほうの考え方なんですけれども、基本的にはエレベーターの部分の容積の方法等を考えております。平成26年7月にエレベーターに係る容積率の制限の合理化というものがございまして、昇降路部分の床面積を算入しないということになっております。

今回、損害保険ジャパンのビルの昇降路の部分の面積、約6,900平方メートルということでございます。新美術館の延床面積が約4,000平方メートルということでございますので、当然、4,000平方メートルのほうが小さいので、容積率の変更はなくても今回は建つというものでございます。

**○倉田委員** ということは、この間のいろんな基準法の改正なんかの中で、昇降施設なんかは面積の外になったというようなことなわけですよ。ほかに行っても、先ほど申し上げたように、先ほどこの街区だけの議論なのか、もう少し、うち全体に対しての新しい考え方というようなことなのかということに関連するんですけれども、やはり今回は賑わいという言葉でくくってはいますけれども、基本的に私どもはよく言っているんですけれども、やはり豊かなパブリックライフというのを低層階にやはり実現していくということが非常に、西口にとって大事であろうというようなことを考えて、大事だろうというふうに思っているわけでした、そういった基本方針がベースにあって、今回のプロジェクトがとりあえず最初のプロジェクトだということだと非常によろしいのかなというふうに思っているんですが、そのときに常にやはり容積の問題というのは必ずどうしても問題になってきってしまうというようなこともあって、何かそういう意味で今回、たまたま出てきたものをそういうふうに評価して、これだけの容積を認めたということではなく、より積極的にそういった、この有効空地の考え方自体も少し見直すとかいうようなこと、もちろん建物内部もその有効空地として認めるというのはあるんですけれども、もう少し積極的に、何か新しい、特に西口になると、特に最近の新しい開発一般に言えることだと思うんですけれども、その辺を見直す機会になるのかどうかというのが、非常に今回期待もしているのものでちょっとお伺いしたいんですけれども、いかがでしょうか。

**○都市計画課長** 今回、これは新宿区の基準でやるもので、初めてのものということになりま

す。オペラシティのほう、それともう1つ、新宿住友ビルというのが今、工事中なんですけれども、こちらのほうも公開空地、空地のほうに屋根をかけるというものでございますけれども、そちらのほうも東京都基準ということでございます。

このようなことはどんどんふえていくのかなとは思っております。ただ、やはりまだ事例として3つ目、そして増築というものになると、住友のほうを増築というのがちょっと微妙ですけども、本当に建物が建つというものを増築というふうに考えれば、今回の損保ジャパンの美術館が初めてなのかなと思っております。

ですので、まだちょっと私たちが思っている基準をどういじっていくかというようなところは、その運用をしてみてどうなるかということを見た上でないと、まだまだちょっとできないのかなと思っております。

当面は、今ある基準の中でどうやっていくべきなのかということを考えていく、こちらのほうをやらせていただいて、しかるべきときになったら次の段階に進んでいくということがいいんじゃないかなとは思っております。

**○戸沼会長** ほかの方で御意見が、あるいは御質問がありましたら、どうぞ。

**○星委員** 先ほど、美術館でまちづくりに貢献するからいいのではないかという御提案の趣旨だったと思うんですが、そういう趣旨で今後もこういうところに先ほど問題が出ている緑の問題とか空地の問題とか、どんどん新宿区のまちづくりに貢献に資するのであれば、これは認めましょうというふうな先例にこれはなるのでしょうか。あるいは、いや、今回限りですということになるのでしょうか。そこら辺、若干、先ほどのお話では危惧が、心配になるな。美術館でも私規模の美術館ですからね。いや、もうこれは新宿区が関与して、新宿区民の利便に供するものですから、本当にまちづくりに貢献するんですよというふうな部分は多分ないと思うんですよ。

新宿区民には入場無料ですとか、そういう話もないですし、それは都市計画に関係ありませんということかもしれませんが、そういった意味では、これは本当に、これが前例だからこういうたい文句であれば認めてくださいというふうに今後なるのか、いや、その都度判断することであって、前例にはならないというふうに理解すればいいのか、そこら辺はどうお考えでしょうか。

**○都市計画課長** 今回、美術館として、例えば今、東郷青児美術館の利用者というのが年間15万人というふうに言われております。それが今後も当然減ることはないだろうと思っております。当然ふえるんだろうなと思っております。

そして、やはり美術館という賑わいと、人がいっぱいいらっしゃるということの賑わいと同時に、やっぱり文化の薫りがいたします。そして、アートというようなこともあると思います。そういうような、やはり西新宿で求めているようなものと合うようなことをやる、そういうものを目指しているというような計画、そういうものはやはり促していきたいと思っております、今回はそういうような形では促していると思っておりますので、うまくいって前例にしていきたいというふうに思っております。

○戸沼会長 じゃ、ほかの方どうぞ。

○豊島委員 豊島です。

今回、きょうもスライドで説明してくださったストーリーというか、構成ですか、今まではずっとこの特定街区に閉じた話でしたけれども、最初の前段で都市マスの話や、今回、骨子ができてきたまちづくり長期計画から入ってきましたよね。私、今、手元に持っていないので詳しくは言えないですけども、昨年できた新宿駅周辺地域まちづくりガイドライン、これなんかでもたしか7つの戦略とかというような形で、上手にすごく整理されていて、きっちりとした細かいところまでいかないけれども、ある程度のコンセプトというか、新宿区の駅周辺をどう再生していくかというコンセプトをある程度まとめた上での今回のこの特定街区の話につながるのではないかなと私は認識しています。

というのは、先生方のほうがもっとお詳しいと思いますが、先ほどもちょっとお話あったように、大分歴史のあるビジネス街が、休日なんかでいうとゴーストタウン化しているということはどう解消していくかということは、何もやらなければいいのかということでは私はないと思うんですけども、一方で、だからといってなし崩し的になってはいけないというのは、もう大前提なので、今回のケースが例えばオフィス、事務所のビルのをふやしていくみたいなことであれば、全くこの上位の概念からブレークダウンしていても該当しませんけれども、だからもう少し、せっかくだったら今回こういう都市マスや長期まちづくり計画、あるいは昨年策定したガイドラインなんかをもう少しかみ砕いて上手に説明していただければ、もう少し、何かここだけが特例とか、そういう議論ではなく、ちゃんと、ある程度のコンセプトというか、そういうことに沿った形でしっかり今後もやっていくということがもう少しわかりやすかったかなとは思いますが、ごめんなさい、ちょっと私の認識で正しいというか、そういうことでよろしいですかね。

○戸沼会長 今のお話、私からもちょっとコメントしたいと思いますけれども、ほかの委員の方で一通りお話を伺って、また石川さんが言うのであれば言って、ほかにもありませんかね。ど

うぞ。

○かわの委員 かわのです。

私は先ほど星委員や倉田委員が言われていたことと、それは最初の説明があった177回のと  
きも質問して聞いたんですけれども、この地域はこれを前例にして変わっていかうとしている  
のかどうなのかというのを、そこをやっぱりある程度、というのは、なぜかというたとえば築  
45年というのか、40年から45年で、建てかえというのは早急にないかもしれないけれども、先  
ほどここでもあるように、バリアフリーとかユニバーサルデザインだとかということで、かな  
り大規模改修みたいなのが出てくるんじゃないかと思うんですよね。そういうときにどうやる  
のか、その都度もちろん考えるということになるんでしょうけれども、全体としてどんなふう  
にその西新宿の、ここは一丁目ですけれども、基本的に二丁目の部分についてなっていくか  
というのは、本当にきちんと方向性のある程度議論しながら、この街区の変更ということを考え  
ていかなきゃいけないんじゃないかなというふうに1つは思います。それが1点です。それは私  
の考えです。

それから、もう1点は、実はこの地域、今も委員も言われていましたけれども、例えば土曜  
とか日曜日は賑わいが無いということの話が、実は先日、文化センターで新宿区の自治創造研  
究所というところで行ったシンポジウムで、そういうことを言っていた委員がいらっしやっ  
たんですけれども、別の委員の方が、いや、新宿区といたって、何も365日24時間賑わいば  
かりなくてもいいんじゃないのという、そういうことを言われた委員がいて、ああ、なるほど、  
それはそうだな。西新宿のほうもそういう時間帯があってもいいのかなと思ったんですけれど  
も、もう1つそこで言われたのが、この新宿の基本的なまちづくりの基本は、「『新宿力』で  
創造する、やすらぎとにぎわいのまち」なんですよね。今ずっとさっきから提案されているの  
は、この美術館も賑わい、賑わいというふうに言われているけれども、僕はどちらかという  
と、今回のこの計画というのは、美術館とかといたら、これどちらかという「やすらぎのま  
ち」のまちづくりになるんじゃないかなというふうに思うし、とすると、それに合うようない  
ろんなものをやっぱり考えていく、先生が言われていたように、緑の問題だとか、あるいはそ  
ういうところを考えていく、ずっと賑わい賑わいとなっているけれども、一方の1つの柱であ  
るやすらぎの、「やすらぎとにぎわいのまち」ですから、安らぎの部分をもうちよっとこの地域  
の中でもきちんと考えていくということがあってもいいんじゃないかな、そういう考え方でこ  
の西新宿の一丁目、二丁目を考えていくということがまた必要なのではないかなというふう  
に私は思います。

○戸沼会長 ほかに御意見、ございましたらどうぞ。

石川さん、どうぞ。

○石川委員 すみません、2回で申しわけございません。

先ほどやはり哲学といいますか、どっちの方向を向いていくかということが大事ということ  
を申し上げたんですが、オフィスばかりで土日いない。同じような問題というのはいろんな  
ところであって、東京の丸の内、あそこは大成功ですよ。昔はもう全然いなかったですけれ  
ども、今はもう本当に、ファッションもあるレストランもあるし、もういつも賑わっていま  
す。だからといって、こういう何か丸の内の街区の成り立ちを基本的に何か崩すような、そう  
いった改造ではなくて、低層部をうまくやり変えて、何よりも緑化ですね、伸通りに豊かな緑  
をつくって、ベンチを置いて。そういうことで、原則を崩さずにかなり成功しているのが丸の  
内、大手町あたり。

ですから、やはり私はそれをきちんと見ていただきたい。私は別にこの緑で、なぜ緑を言っ  
ているかというキーワードですよ、これからのまちを変えていく。先ほどから前回言った、  
これはもう時代おくれだから、こういう緑化じゃなくてしてくださいと言ったことに対して全  
然反応していただかなかったですけれども、本当に見ていただきたいです。大手町に行ったら  
オーテモリとか飯野ビルとか、もう全く違う、新宿のこの計画とは全然違うコンセプトでつく  
っていますから、やはり勉強してきちんとやっていただきたいというのが私の切なる思いです。

それで、これはきょうお手元にございますけれども、何ゆえ哲学が大事かというのと、この昔  
の都心はこの都市マスの都市構造図は、ことし検討することになっているわけです。やらなか  
った。でもちょっと前に検討会の中で、戸沼先生が、せっかくだから新宿のこの西と、それか  
らその新宿駅と御苑と、それから新国立、ここをうまくつなぐような形でやれば、新宿はもう  
すばらしいというお話があって、私は心の中では、ここはもう中央公園も含めて、やはり新し  
い都心の森、それは高等向けではなくて、大手町、丸の内です。そういう形で、そういう哲学が、賑わいはあるんだけど、しっかり緑があつて、緑の中をいろんな人が楽  
しくくつろいで活気がある、そういうようなものが幾らでも描けると思っているわけです。

ですから、今回のこのプランというのはとても大事で、やはり哲学をどこに置くかという議  
論というのはしっかり見きわめておかなければいけないというのが追加の。

○戸沼会長 せっかくだから、私も意見を言っているんですか。

今、都市マスの見直しをやっていまして、私は西新宿のこのブロックは超高層街で非常に大  
きな街区で、今だったら50メートル角とか小さい街区じゃなくて、今度でかい街区で、スーパ

一ブロックの中に超高層を建てるという、日本でも最初の先進的な高層街区のつくり方だったわけですね。その足元のところは、ただブロックごとにつくったものですから、例えば周りに緑があるんだけど、全部ぶつ切れなので、この足元のブロックにある緑が全部つながればいいな。ですから、ブロックを閉じないで、緑道で緑地でみんなつながると全部が森に見えるじゃないか、それが今言っていた御苑とか中央公園なんか。

だから、それは逆にいえば、これ中川さんに頼んで、ぜひそういうコンセプトを今度の都市マスに入れてもらう。今ちょうど議論進行中で、その中で今度の案件がいいか悪いかという方向的には、やはりいろんなケースが出てくるけれども、コンセプトとしては都市マスで逆に再認識なり今の状況を、それと賑わいと安らぎを入れた形で今度の案件をどうかというような議論をすれば、先ほど、これ区民が使うか使わないというよりも、区が所有している地域に区民以外の方々も全部入って、外国人も全部入る、そういうオープンな賑わいの場所が新宿区という場所、こういうところに財産としてある、それが賑わいもあるし安らぎもあるというような筋書きで、少し、区に閉じこもらずに、ちょっと多文化共生時代の中で新宿をちょっと持ち上げてみるようなコンセプトと、それから具体、ただ、街区ごとにいろんなのが出てくると思うんですよ。それはこの都計審なり、景観審というのがございますしね、ほかでもあるし、それは個々でそのコンセプトが変な方向に行っているか、いきなり歌舞伎町みたいな感じになるか、そういうこととか、いろんなケースが出てくるので、それは個々での判断をしていただく。大きな筋書きは中川部会長で取りまとめているコンセプトの中に書き込んでいただきたいというあたりでどうでしょうかね。今度の案。中川先生、何かちょっとせっかくだから。コンセプト、西新宿の緑地計画の。

○中川委員 今回の案件がそのまま西新宿のところの緑のところにつながっていくかということ、まだ方向的にはちょっと違う方向の問題もある。ただ、西新宿のところにおいて、緑的にいうと、これはまだ部会のところで十分議論していませんのであれなんですけど、例えば全然別の言い方をすると、スポーツでいうと、見るスポーツ、するスポーツ、支えるスポーツというのがある。それで緑のところという、見る、単に眺める緑ということだけではなくて、その地域構造を支える緑というのものもあるだろう。それから、人々が触れ合う、これがする緑と言ったらおかしいんですが、人々との触れ合い、いわゆる人々が使うといいますか、単なる見るんじゃないかって使っていくような、そういう緑、そういうものをこの西だけではなくて、入れ込んでくるというのが1つなんだろうな。

西新宿そのものは地下部分、それから1階部分等々において、人々の交流をどういうふう

高めていくのかというのを今いろいろと検討していますので、その中にどうはめ込んでいくのかということが重要だろうというふうには考えています。

**○戸沼会長** 大体よろしいですか、御意見。

それじゃ、採決というか、決めたいと思いますが、今度の議案313号、東京都市計画特定街区西新宿一丁目（11-2号地）特定街区変更について、ひとまず支障ないということによろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**○戸沼会長** いただいた意見や何か、これ、区決定で区が責任を持ってやる仕事ですから、区の皆さんがしっかりきょうの議論を聞いていただいて御意見をなるべく注意深く取り入れていただきたい。

じゃ、ありがとうございました。

~~~~~

日程第2

その他連絡事項

~~~~~

**○戸沼会長** それじゃ、次の予定を進めましょうか。

どうぞ。

**○事務局（石井主査）** 事務局です。

それでは、日程第2のその他連絡事項になります。

前々回の178回と前回の179回の都市計画審議会の議事録でございますが、恐れ入りますが**大野委員**と**かわの委員**のほうに署名をお願いいたしたいと思っております。

それと、本日の議事録でございますが、次回の審議会で議事録に署名をいただきまして、個人情報に当たる部分を除きましてホームページに公表していきたいと思っております。

次に、平成29年度エリア戦略（原案）の地域説明会の日程につきまして、まちづくり計画等副参事より御説明いたします。

**○まちづくり計画等担当副参事** まちづくり計画等担当副参事でございます。

まず、冒頭に本日、委員の皆様の机の上にこの青い冊子を配付させていただきました。こちら、本審議会が2月10日に答申いただいた新宿区まちづくり長期計画の骨子でございます。お荷物になってしまうので大変恐縮なんですけれども、本日お持ち帰りいただければと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

その上で、机上に資料を配付させていただきました。新宿区まちづくり長期計画エリア戦略（原案）の地域説明会についての資料、こちらの資料について御報告させていただきたいと思っております。

まず、新宿区まちづくり長期計画を構成いたします、まちづくり戦略プランのエリア戦略の原案について、地域説明会の日程が決まりましたので御報告させていただきます。

1番の地域説明会、区内の10カ所の地域センターで5月20日から6月2日の間に、区内10カ所の地域センターで実施させていただきます。

また、同時に2番なんですけれども、エリア戦略原案の閲覧、また~~は~~意見募集ということも実施したいというふうに考えてございます。

なお、エリア戦略の原案につきましては、現在、作成を進めているところでございまして、4月の都市計画審議会、また、その前段の検討部会のほうで御報告させていただきながら、御意見いただきながら策定していきたいというふうに考えていますので、どうぞよろしく願いいたします。

連絡事項は以上でございます。

○戸沼会長 今回の問題はこれで、あと、ほかに次の日程ありましたっけ。

○事務局（石井主査） 事務局です。

続きまして、新宿区成立70周年協働企画展、新宿の高層ビル群ができるまでについて、都市計画課長より御説明いたします。

○都市計画課長 日程でいうと、日程第2のその他の連絡事項を今やらせていただいております。

もう1つ連絡事項がございまして、何かいっぱいチケットとか歴史博物館のチラシとかがクリップどめにされているやつ、そちらのほうをお手元に出していただきたいと思っております。

3月5日から5月7日にかけて、新宿区の歴史博物館で企画展をやっております、そちらのほうを御紹介しようと思っております。高層ビルのできるまでというようなことの紹介がございまして。また、DVDもございまして、後でDVDも見ていただこうかなと思っております。

もう1つのチラシで、立体の模型みたいなものもついていると思っておりますけれども、そういうものはもろもろ歴史博物館に今展示されておりますので、できればこのチケット、企画展のほう、招待券になっておりますので、ごらんになっていただければなと思っておりますのでございます。

もしよろしければ、今、高層ビルの移り変わりのDVDのほうを用意しております、時間

でいうと15分ぐらいなんですけれども、見ていただこうと思っておるんですけれども、よろしいでしょうか。

○戸沼会長 はい、どうぞ。

○都市計画課長 じゃすみません、ちょっと準備をさせていただきます。

〔西新宿定点撮影をプロジェクターにて上映〕

○都市計画課長 以上でございます。

歴史博物館に行きますと、これが毎時間流れているわけではございませんけれども、木組みの新宿駅の構造というのは常時展示されているものでございますので、よろしければごらんになっていただければと思っております。

以上でございます。

○戸沼会長 きょうの日程は終わりですか。

○事務局（石井主査） 最後に次回と次々回の開催の予定について御説明いたします。

次回の予定ですが、4月21日金曜日、午後2時から、次々回が5月8日月曜日、午後2時から、いずれも本庁舎6階の第2委員会室、こちらの場所になります。詳細等が決まりましたら改めて通知をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○戸沼会長 これで終わりでいいですか。

じゃ、きょうはどうもありがとうございました。

また、よろしく願いいたします。

午後 3時37分閉会

第180回 新宿区都市計画審議会会議録

平成 29年3月27日

会 長

署 名